

自衛隊統合達第14号

航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第11条の規定に基づき、自衛隊の航空救難に関する達を次のように定める。

平成30年3月27日

統合幕僚長 海将 河野 克俊

自衛隊の航空救難に関する達

改正 平成30年3月28日自衛隊統合達第17号

自衛隊の航空救難に関する達（平成29年自衛隊統合達第11号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第21条）
- 第2章 陸上自衛隊の航空救難（第22条－第28条）
- 第3章 海上自衛隊の航空救難（第29条－第34条）
- 第4章 航空自衛隊の航空救難（第35条－第47条）
- 第5章 通信（第48条－第54条）
- 第6章 航空救難の総合訓練等（第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、自衛隊における航空救難に関し必要な細部の事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）訓令 航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）をいう。

- (2) 自衛隊の部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関をいう。
- (3) 派遣部隊等 訓令第7条第1項及び第5項の規定により区域指揮官の協力の依頼に応じ、航空救難実施のため派遣された自衛隊の部隊等をいう。
- (4) 部外機関 防衛省以外の国及び地方公共団体並びに民間団体の機関をいう。
- (5) 拡大通信搜索 飛行計画時間を超過した航空機について航空交通管制部（ACC）及び飛行管理中枢が行う第1段通信搜索に引き続き航空自衛隊中央救難調整所（以下「RCC」という。）が行う通信搜索であり、航空交通管制系（ATCライン）及び飛行管理系以外の通信網をもって行う通信搜索をいう。
- (6) 区域指揮官等 区域指揮官又は区域指揮官からその権限の一部又は全部の委任を受けた自衛隊の部隊等の長をいう。
- (7) 所在部隊の長 訓令第5条に規定される所在部隊の長であり、陸上自衛隊にあつては、駐屯地司令の職にある部隊等の長又は演習部隊の長、航空自衛隊にあつては、基地司令又は分屯基地司令の職にある部隊等の長及び独立して所在する部隊等の長をいう。

（専任部隊の業務）

第3条 専任部隊は、訓令第2条に規定する航空救難業務のうち、主として行方不明になった航空機の乗員の搜索及び航空機の乗員の救助を行うものとする。

（救難区域及び区域指揮官）

第4条 訓令第6条第3項の規定により防衛大臣が定める救難区域及び区域指揮官は、別図のとおり。

（区域指揮官の業務）

第5条 区域指揮官は、救難運用本部（以下「ROC」という。）を設け、第7条に規定する業務を行うものとする。

- 2 区域指揮官は、自己の担当する救難区域内の基地司令の職にある部隊等の長（以下「基地司令」という。）が訓令第5条の規定により航空救難を実施する場合に限り、その基地司令と同一の基地に所在する専任部隊についての指揮を、その基地司令にあらかじめ委任するものとする。
- 3 区域指揮官は、訓令第7条第4項の規定により自己の担当する救難区

域内における航空救難について当該区域内の所在部隊の長に区域指揮官の権限の一部又は全部を委任する場合は、その所在部隊の特性等を考慮して実施するものとする。

4 区域指揮官は、訓令第7条第4項の規定により自己の権限の一部又は全部を委任した場合は、その旨を関係のある自衛隊の部隊等に通報するものとする。

5 区域指揮官は、自己の担当する救難区域内における航空救難について、必要と認められる事項について第21航空群司令及び航空救難団司令と協議するものとする。

(救難運用本部)

第6条 ROCは、航空方面隊司令部の所要の人員をもって設置し、必要に応じて防空指令所(DC)の機能の一部を利用することができる。

(救難運用本部の業務)

第7条 ROCは、区域指揮官の権限に基づき、次の各号の業務を実施する。

(1) RCC及び自衛隊の部隊等からの要救難事故に関する情報に基づく航空救難の発令に関すること。

(2) ROCが直接入手した要救難事故に関する情報に基づく航空救難の発令に関すること。

(3) 関係区域指揮官に対する情報支援及びRCCに対する航空救難に関する情報の通報

(4) 担当区域内における航空救難に関する指揮並びに勧告及び指導を含む行動の調整に関すること。

(5) 訓令第7条第5項の規定により依頼の実施及び依頼を受けた際の協力に関すること。

(6) 訓令第7条第4項の規定により権限の委任に関する被委任者の指定、委任範囲の決定及び権限の復帰時期の決定に関すること。

(7) 関係のある自衛隊の部隊等、米軍及び部外機関との航空救難に関する連絡

(8) 担当区域内の航空救難の終結又は中止の決定及び自衛隊の部隊等の撤収に関すること。

(区域指揮官の航空救難計画)

第8条 区域指揮官は航空救難の円滑な実施を図るため、自己の担当する

救難区域内における航空救難に関し、所要の区域救難計画を作成するものとする。

2 区域救難計画に定める事項は、原則、次のとおりとする。

- (1) 救難情報の収集
- (2) 救難行動の基準
- (3) 相互支援要領
- (4) 救難通信及び後方支援要領
- (5) その他必要な事項

3 区域救難計画の作成に際し、必要に応じて隣接区域指揮官、関係のある自衛隊の部隊等の長、米軍及び部外機関と所要の協定又は調整を行うものとする。

4 区域救難計画を作成又は重要な変更をした場合には、その都度統合幕僚長（運用第2課長気付）に報告するとともに、RCC、隣接区域指揮官及び必要と認める自衛隊の部隊等の長に通報するものとする。

（区域指揮官の措置）

第9条 区域指揮官は、第25条第1項、第32条第1項、第36条第1項、第41条第2項及び第43条第2項の規定により通報を受けた場合、直ちに訓令第7条に規定する所要の措置を講ずるとともに、その旨を速やかに統合幕僚長、RCC、航空救難団司令、必要と認める隣接区域指揮官、自衛隊の部隊等及び部外機関に報告又は通報するものとする。

2 区域指揮官は、自己の救難区域内に航空機の緊急事態発生情報を直接入手した場合は、これを評価し、前項に準じ必要な措置を講ずるものとする。

3 区域指揮官は、訓令第7条第1項の規定により、直接非専任部隊に協力を依頼した場合、じ後、速やかに当該部隊の上級部隊等の長にその旨を通報しなければならない。

（現地調整官）

第10条 区域指揮官等は、遭難現場との距離又は通信等の状況により自ら現地の救難活動の調整を行うことが困難と判断した場合には、必要な範囲で、現地の救難活動に関する調整を行う現地調整官を指定することができる。

2 現地調整官を指定する場合は、現地部隊の通信指揮及び救難実施の能力並びに救難現場の状況等を考慮の上、現地調整に最も適当と思われる

者を指定するものとする。

3 区域指揮官等は、現地調整官を指定した場合は、救難活動中の全部隊及び関係のある自衛隊の部隊等又は部外機関に通報しなければならない。

4 遭難現場で救難活動中の全部隊は、現地調整官の調整を受けた場合、これに応じなければならない。

(現地調整官の業務)

第11条 現地調整官は、遭難現場における救難活動の効果と安全を図るため、次の事項を行う。

(1) 当該救難活動に参加する部隊の現地における救難活動の調整

(2) 当該区域指揮官等に対する救難実施の状況の報告又は通報

(要救難事故が2以上の救難区域にまたがる場合の区域指揮官の指定)

第12条 訓令第8条の規定による要救難事故が2以上の救難区域にまたがる場合の区域指揮官としての権限を行使する者は、次の基準によるものとする。

(1) 要救難事故の推定位置が局限される場合

その都度、統合幕僚長が指定する。

(2) 要救難事故の推定位置が局限できない場合

ア 緊急状態にある航空機が最後に位置通報を行った地点を自己の救難区域に含む区域指揮官

イ 緊急状態にある航空機の位置通報が出発以降全く得られない場合は、当該航空機の出発地を自己の救難区域に含む区域指揮官

(航空救難情報中枢及び航空救難情報連絡員)

第13条 訓令第9条第1項各号に規定する業務の一部を処理するため、統合幕僚監部の航空救難機能の一部を航空自衛隊横田基地に置き、これを航空救難情報中枢(以下「R I C」という。)と称する。

2 訓令第9条第2項の規定により、同条第1項各号に規定する業務の一部を行う者として、航空救難情報連絡員(以下「救難連絡員」という。)をR I Cに置く。

(航空救難情報連絡員の業務)

第14条 救難連絡員は、次の各号の業務を実施する。

(1) 航空救難に関する情報の収集、評価及び伝達

(2) 部外機関との航空救難に係る連絡

2 救難連絡員は、R C Cと相互に緊密に協力するものとする。

3 救難連絡員の勤務要領は、統合幕僚監部運用部長が定める。

(航空救難情報連絡員の措置)

第15条 救難連絡員は、航空機の緊急事態発生の情報入手した場合には、速やかにこれを評価し、統合幕僚長に報告するとともに、RCC及び必要と認める自衛隊の部隊等並びに部外機関に通報するものとする。

2 救難連絡員は、航空救難の実施の間、航空救難に必要な情報の収集、評価及び伝達に当たるものとする。

3 救難連絡員は、RCCの実施する拡大通信搜索等各種業務に協力するものとする。

(航空救難の終結又は中止)

第16条 区域指揮官等は、救難活動が目的を達した場合は、速やかに航空救難の終結を統合幕僚長に報告するとともに、関係のある自衛隊の部隊等、米軍及び部外機関に通報しなければならない。

2 区域指揮官等は、遭難隊員の救助の見込みがないと認める場合には、事故機及び遭難隊員の所属する自衛隊の部隊等の長と協議の上、統合幕僚長の許可を得て、その終結を関係のある自衛隊の部隊等、米軍及び部外機関に通報しなければならない。

3 区域指揮官等が気象状態その他の理由により一時的に救難活動を中止する場合は、前項に準じその旨を通報するものとする。

(航空救難情報入手時の報告)

第17条 第9条第1項及び第15条第1項の規定により、区域指揮官及び救難連絡員が行う報告又は通報は、次の各号に掲げる事項について、判明した事項について逐次行うものとし、細部は別紙第1の示すところによる。

(1) 要救難事故の発生状況

(2) 当該機の情報

(3) 部外への影響の有無

(4) 航空救難発令等の状況

(航空救難実施中の行動状況報告)

第18条 専任部隊、派遣部隊等及び所在部隊の長は、航空救難実施中の行動状況について、別紙第2に示す事項が判明の都度、区域指揮官等に報告又は通報するものとする。ただし、都度の報告等については、現地調整官所在の場合には、第11条第2号の規定により現地調整官を通じ

て行うものとする。

- 2 区域指揮官等は、前項の規定による報告又は通報を受けた場合、これらを取りまとめ、別紙第3により統合幕僚長に報告するとともに、RCC、隣接区域指揮官及び必要と認める自衛隊の部隊等の長に通報するものとする。

(航空救難の終結又は中止時の報告等)

第19条 第16条各項の規定により行う報告又は通報は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 航空救難の推移
- (2) 航空救難の終結又は中止の理由
- (3) 終結又は中止下令の日時
- (4) その他必要と認める事項

(航空救難終結後の報告)

第20条 訓令第10条の規定により行う報告及びその実施要領は、次のとおりとする。

- (1) 区域指揮官は、航空救難終結後、航空救難全般の状況について、別紙様式により航空救難詳細を作成し終結後14日以内に写2部を添え、統合幕僚長に報告するとともに、他の区域指揮官及び必要と認める自衛隊の部隊等の長に通報するものとする。
- (2) 航空救難を実施した部隊等の長は、航空救難終結後自己の部隊の行動について、別紙様式により航空救難詳細を作成し、順序を経て終結後30日以内に写2部を添え統合幕僚長に報告するとともに、当該区域指揮官に通報するものとする。

(報告又は通報の手段)

第21条 報告又は通報は、速達を期すため電話、電子メール(DIIオープン系部内メール又はクローズ系メール)、中央指揮システム(クロノロジー機能)等によるものとする。

- 2 第16条の規定による報告又は通報は電話により行うことを原則とし、他に手段がない場合は電報によるものとする。
- 3 前項の場合、通信網の都合により直接通話できない場合は、RCCを通じて行うことができる。

## 第2章 陸上自衛隊の航空救難

(陸上総隊司令官の業務)

第22条 陸上総隊司令官は、訓令第2条第1号、第2号及び第4号に規定する業務を行うものとする。この際、別表第1に示す区域指揮官及び陸上総隊隷下部隊の所在地を警備区域とする方面総監の協力の依頼にできる限り応じるものとする。

(方面総監の業務)

第23条 方面総監は、訓令第2条第1号、第2号及び第4号に規定する業務を行うものとする。この際、担当警備区域内に発生した要救難事故に関し別表第1に示す区域指揮官の協力の依頼にできる限り応じるものとする。

(陸上自衛隊航空学校長の業務)

第24条 陸上自衛隊航空学校長は、訓令第2条第1号、第2号及び第4号に規定する業務を行うものとする。この際、別表第1に示す区域指揮官及び自己の所在地を警備区域とする方面総監の協力の依頼にできる限り応じるものとする。

(陸上自衛隊の所在部隊の長の措置)

第25条 要救難事故の発生を知った陸上自衛隊の所在部隊の長は、直ちに航空救難を実施するとともに、入手した情報及び救難活動に関し、所要の事項を担当の区域指揮官、RCC及び関係ある自衛隊の部隊等の長に通報し、かつ、当該区域を警備区域とする方面総監に報告しなければならない。

- 2 陸上自衛隊の所在部隊の長が航空救難を実施するに当たり、その行動に関して当該区域指揮官の調整を受けたときはこれに応じるものとする。
- 3 陸上自衛隊の所在部隊の長は、各部隊等の保有する能力等特性に応じ、航空救難の実施要領を定めるものとする。

(航空救難のため派遣された部隊等の措置)

第26条 航空救難を実施するため、陸上総隊司令官、方面総監又は陸上自衛隊航空学校長から現地に派遣を命ぜられた陸上自衛隊の部隊等の長は、現地到着後、速やかに当該要救難事故発生の区域を管轄区域とする区域指揮官(以下「担当の区域指揮官」という。)及び陸上自衛隊の所在部隊の長にその旨を通報するとともに、航空救難に関し、当該区域指揮官の調整を受けるものとする。



(陸上自衛隊の航空救難情報入手時の通報)

第27条 第25条第1項及び第26条の規定により、陸上自衛隊の所在部隊の長又は派遣部隊等の長が行う通報は、別紙第1の事項について判明した事項のうち必要なものを、その都度行うものとする。

(陸上自衛隊の航空救難終結又は中止時の通報)

第28条 陸上総隊司令官、方面総監及び陸上自衛隊航空学校長が航空救難に対する協力を中止する場合に行う区域指揮官に対する通報は、別紙第3によるものとする。

### 第3章 海上自衛隊の航空救難

(海上自衛隊の部隊等の航空救難部署)

第29条 海上自衛隊の部隊等の長は、区域指揮官が定める区域救難計画に基づき、当該部隊等が行う航空救難の実施に関し、必要な航空救難部署を定め、区域指揮官及び必要と認める自衛隊の部隊等の長に通報するものとする。

(海上自衛隊の専任部隊の救難待機)

第30条 専任部隊の救難待機に関しては、別表第2に定める待機基準に基づき、第21航空群司令が区域指揮官と協議して定めるものとする。

(協力の依頼を受けた海上自衛隊の非専任部隊の措置)

第31条 非専任部隊の長は、担当の区域指揮官から航空救難に関し協力の依頼を受けた場合には、できる限り、これに協力するものとし、協力開始後は、速やかに担当の区域指揮官にその旨を通報しなければならない。

2 区域指揮官の協力の依頼に応じ航空救難の実施のため派遣された部隊等の長は、現地に到着後は、速やかに担当の区域指揮官（又は現地調整官）にその旨を通報するとともに、じ後の行動等必要な事項について、担当の区域指揮官の調整に応ずるものとする。

(海上自衛隊の所在部隊の長の措置)

第32条 要救難事故の発生を知った海上自衛隊の所在部隊の長は、直ちに航空救難を実施するとともに、入手した情報及び救難活動に関し、所要の事項を担当の区域指揮官、RCC及び関係のある自衛隊の部隊等の長に通報するものとする。

2 2以上の所在部隊の長が同一の要救難事故に対し救難を実施する場合には、互いに協力して救難活動に当たるものとする。

3 前各項において、担当の区域指揮官による調整が行われた場合には、これに応じるものとする。

(海上自衛隊の専任部隊状況報告)

第33条 専任部隊の長は、専任部隊の可動の状況に変化を生じた場合には、その都度RCCを通じ区域指揮官に通報するものとする。

(海上自衛隊の航空救難情報入手時の通報)

第34条 第32条第1項の規定により、所在部隊の長が行う通報は、別紙第1により判明した事項について、逐次行うものとする。

#### 第4章 航空自衛隊の航空救難

(航空総隊司令官の業務)

第35条 航空総隊司令官は、RCCを設け第38条に規定する業務を行うほか、救難隊の救難待機を行うものとする。

(航空自衛隊の所在部隊の長の業務)

第36条 要救難事故がその所在する場所又はその付近に発生したことを知った航空自衛隊の所在部隊の長は、直ちに航空救難を実施するとともに、入手した情報及び救難活動に関し、所要の事項を担当の区域指揮官、RCC及び関係のある自衛隊の部隊等の長に通報しなければならない。

2 前項において基地司令の職にある部隊等の長は、第5条第2項の規定によりあらかじめ指揮の権限の委任を受けた救難隊を指揮することができるほか、自己の協力の依頼に応じて派遣された同一基地所在の非専任部隊の航空救難の行動に関して必要な調整を行うことができる。

3 航空自衛隊の非専任部隊の長は、同一基地所在の基地司令の職にある航空自衛隊の部隊等の長（基地司令が部隊等の長でない場合は、統合幕僚長が指定するものを含む。以下同じ。）が行う航空救難に関して協力の依頼を受けたときは、できる限り、これに応じるものとする。

(航空自衛隊中央救難調整所)

第37条 RCCは、航空総隊の所要の人員をもって設置する。

(航空自衛隊中央救難調整所の業務)

第38条 RCCは、次の各号の業務を実施する。

- (1) 拡大通信搜索
- (2) 航空救難に関する情報の収集、評価及び伝達
- (3) 区域指揮官が行う航空救難の調整
- (4) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び在日米軍等の救難関係部署との航空救難に関する調整

2 R C C は、前項の業務を行う場合は、R I C と相互に緊密に協力するものとする。

(航空自衛隊の専任部隊の救難待機)

第39条 航空総隊司令官が第35条の規定に基づき実施する救難隊の救難待機の種類は別表第2のとおりとし、実施の細部については航空総隊司令官が区域指揮官と協議して定めるものとする。

2 航空自衛隊の部隊等の長は、救難待機の変更を要する特別な飛行を行う場合には、その飛行要領について、あらかじめ航空総隊司令官及び関係区域指揮官に報告及び通報するものとする。

(航空自衛隊の基地救難計画)

第40条 基地司令の職にある航空自衛隊の部隊等の長は、当該区域指揮官が定める区域救難計画に基づく基地救難計画を作成するものとする。

2 基地救難計画を作成又は重要な変更をした場合には、その都度統合幕僚長（運用第2課長気付）に報告するとともに、R C C、区域指揮官及び必要と認める自衛隊の部隊等の長に通報するものとする。

(中央救難調整所の措置)

第41条 R C C は、救難区域内に航空機の緊急事態発生の情報を入力した場合は、速やかにこれを評価し、要すれば拡大通信搜索を開始するものとする。

2 R C C は、拡大通信搜索の結果、航空救難を要すると判断した場合及び要救難事故発生の情報を入力した場合は、直ちに統合幕僚長、担当の区域指揮官及び必要と認める自衛隊の部隊等の長に報告又は通報しなければならない。

3 R C C は、航空救難の実施の間、必要な救難情報の収集、評価及び伝達に当たるものとする。

4 R C C は、区域指揮官による海上自衛隊の非専任部隊への協力の依頼に関し、自衛艦隊司令部との調整に当たるものとする。

(協力の依頼を受けた区域指揮官又は非専任部隊等の措置)

第42条 区域指揮官及び非専任部隊の長は、担当の区域指揮官等から協力の依頼を受けた場合には、できる限りこれに協力するものとし、協力開始後速やかに担当の区域指揮官等にその旨通報しなければならない。

2 派遣部隊等の長は、現地に到着後速やかに担当の区域指揮官等（又は現地調整官）にその旨を通報するとともに、じ後の行動等に必要な事項について、その調整に応じるものとする。

（航空自衛隊の所在部隊の長の措置）

第43条 航空自衛隊の所在部隊の長は、担当の区域指揮官から協力の依頼を受けた場合は、その調整に従い直ちに所要の措置を講ずるとともに、その旨を担当の区域指揮官に通報するものとする。

2 航空自衛隊の所在部隊の長は、要救難事故発生情報を直接入手した場合は、第36条第1項の規定に基づき所要の措置を講ずるものとし、事故の発生場所が遠隔している場合は、担当の区域指揮官、事故発生場所最寄りの自衛隊の部隊等の長及びRCCに通報するものとする。

3 前項の場合で、2以上の自衛隊の部隊等が同一の要救難事故に対して航空救難を実施する場合は、区域指揮官の調整が行われるまで互いに協力して救難活動に当たるものとする。

（航空総隊司令官の措置）

第44条 航空総隊司令官は、航空救難のために支援が必要な場合においては、積極的に担当の区域指揮官に協力するものとする。

2 航空総隊の実施する航空救難支援業務の主要事項を次のとおりとする。

（1）「レーダー」をもってする必要な援助

（2）必要な場合警戒待機中の要撃機を使用して行う誘導

（3）救難業務に対する通信支援

（4）関係のある自衛隊の部隊等、米軍及び部外機関との調整並びにRCC、ROC、管制機関に対する情報及び措置事項の通報

（航空支援集団司令官の措置）

第45条 航空支援集団司令官は航空救難の発令、航空救難に係る緊急の情報等の連絡のため飛行管理系通信網の使用についてRCC、RIC、区域指揮官等及び所在部隊の長に優先的に協力するほか、救難活動の指揮運用のための連絡には飛行管理中枢の業務に支障を及ぼさない範囲で協力するものとする。

（専任部隊状況の通報）

第46条 航空総隊司令官は、専任部隊の状況に関し、区域指揮官に通報するものとし、細部は航空総隊司令官が定めるものとする。

(航空自衛隊の航空救難情報入手時の報告)

第47条 第36条第1項、第41条第2項及び第43条第2項の規定により、RCC及び航空自衛隊の所在部隊の長が行う報告又は通報は、別紙第1により判明した事項について逐次行うものとする。

## 第5章 通信

(通信に関する事項)

第48条 RIC、RCC、区域指揮官等又は所在部隊の長が、航空救難に関して電話連絡を行うに当たり、他に適当な連絡の手段がない場合は、飛行管理系通信網を使用することができる。

2 前項の場合において、航空救難と飛行管理中枢の業務との通話の優先順位は、次の基準によるものとする。

(1) 航空救難の発令等の時機を失すれば人命に重大な影響を及ぼす航空救難に関すること。

(2) 飛行管理中枢の業務に関すること。

(3) 第1号以外の航空救難に関すること。

(周波数及び呼出し名称)

第49条 自衛隊の部隊等が航空救難の指揮運用のため相互に用いる電波は、次に示す電波のうち共通するものを使用するものとする。

(1) HF 4520KHZ (J3E) (主用)

2618KHZ (J3E) (補用)

(2) VHF 123.1MHZ (A3E)

(3) UHF 247.0MHZ (A3E)

2 前項により難しい場合は、その都度区域指揮官が、関係部隊等と協議の上、定めるものとする。

3 航空救難に任ずる自衛隊の部隊等の呼出し名称は、別表第3によるものとする。

(電報の発信)

第50条 自衛隊の部隊等が航空救難の実施に関して電報を発信する場合は、平文によることができる。

(陸上自衛隊の通信実施の基準)

第51条 陸上自衛隊の通信の実施は、次の各号に掲げる訓令等に定めるところによるものとする。

(1) 自衛隊の通信実施の基準に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第39号)

(2) 陸上自衛隊通信実施業務規則(昭和41年陸上自衛隊達第96-13号)

(海上自衛隊の通信実施の基準)

第52条 海上自衛隊の通信の実施は、自衛隊の通信実施の基準に関する訓令及び海上自衛隊通信規則(平成元年海上自衛隊達第42号)によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 海上自衛隊航空機と海上保安庁巡視船との間のVHF連絡電話について(通知)(海幕通第4561号。昭和42年9月27日)

(2) 海上における搜索救難活動を行う航空機の安全を確保するための航空機相互間の調整について(保警教第72号。昭和47年9月22日)  
(部外機関との通信)

第53条 部外機関との通信は、必要に応じ区域指揮官及び部外機関の長が、現地において相互に協定して実施するものとする。

(航空自衛隊の通信実施の基準)

第54条 航空自衛隊の通信の実施は、次の各号に掲げる訓令等に定めるところによるものとする。

(1) 自衛隊の通信実施の基準に関する訓令

(2) 航空自衛隊通信電子運用規則(昭和55年航空自衛隊達第21号)及び航空自衛隊通信電子運用細則(CEI)

## 第6章 航空救難の総合訓練等

(総合訓練又は演習)

第55条 区域指揮官又は部隊等の長は、航空救難の総合訓練又は演習を実施することができる。

2 前項の場合においては、あらかじめ関係のある自衛隊の部隊等及び部外機関の長と所要の連絡及び調整を行うものとし、実際の航空救難と区別するために必要な処置を講じなければならない。

附 則

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年自衛隊統合達第17号）

この達は、平成30年4月2日から施行する。

別紙第1（第17条、第27条、第34条、第47条関係）

航空救難情報入手時の報告（通報）要領

1 報告（通報）事項

区 分	報 告 事 項
要救難事故の発生状況	1 発生時刻 2 発生場所（方位距離及び緯度経度） 3 状況 4 遭難通信の有無（位置・高度・進路） 5 緊急脱出の宣言・開傘状況（位置・高度・進路） 6 現場の天気
当該機の情報	1 所属 2 機種・機番・呼出符号 3 搭乗員（人数・階級氏名） 4 任務 5 出発地・離陸時刻 6 目的地・到着予定時刻 7 搭載燃料・在空可能時間・残燃料（通報時刻）
部外への影響の有無	1 人的被害の状況 2 火災の状況 3 燃料流出の状況 4 民家等地上施設等又は海上船舶等の損傷 5 滑走路等の運用状況
航空救難発令等の状況	1 区域指揮官による航空救難 (1) 救難区域名 (2) 発令時刻 (3) 専任部隊の行動 (4) 非専任部隊への協力依頼状況 2 所在部隊の長による航空救難 (1) 発令部隊 (2) 発令時刻 (3) 区域指揮官からの権限委任状況

2 報告（通報）要領

- (1) 判明した事項について逐次行うものとする。
- (2) 統合幕僚長への報告は、主として中央指揮システム（クロノロジー機能）によるほか、電話、電子メール（D I I オープン系部内メール、クローズ系メール）等によるものとする。



別紙第2（第18条第1項関係）

航空救難実施中の行動状況報告（通報）要領

1 報告（通報）事項

区 分		報 告 事 項	
捜索救助のための活動	航空機による活動	1 派遣部隊等名 2 派遣規模 （航空機、艦艇：機（艦）種、機（艦）数、乗員数） （地上部隊：派遣数（班・組等）、人員数、車両数）	
	地上部隊による活動	3 出発時刻（出発場所）／到着時刻（到着場所） 4 任務	
	艦船による活動	5 活動（捜索）区域 6 捜索開始時刻／終了時刻（離脱予定時刻を含む。） 7 現場の天気 8 成果（捜索完了地域、回収物等） 9 じ後の予定	
	指揮機能の確立	連絡要員（LO）	1 派遣部隊等名 2 派遣規模（人員数、車両数） 3 出発時刻（出発場所） 4 派遣先及び到着時刻 5 じ後の予定
		指揮所の状況	1 主指揮所（位置、人員、準備状況） 2 前方指揮所（位置、人員、準備状況） 3 じ後の予定
		初動対処のための通信確保（通信部隊）	1 派遣部隊等名 2 派遣規模（派遣数（班・組等）、人員数、車両数） 3 出発時刻（出発場所） 4 活動地域 5 到着時刻／離脱時刻（活動地域変更時刻を含む。） 6 活動内容 7 じ後の予定

2 報告（通報）要領

- (1) 判明した事項について逐次行うものとする。
- (2) 統合幕僚長への報告は、主として中央指揮システム（クロノロジー機能）によるほか、電話、電子メール（D I I オープン系部内メール、クローズ系メール）等によるものとする。

## 別紙第3（第18条第2項、第28条関係）

### 航空救難実施中の行動状況報告（通報）要領

#### 1 報告（通報）事項

- （1）本日の捜索計画
- （2）救難部隊の活動実績※1
- （3）成果（捜索完了地域、回収物等）
- （4）現場の天気※2
- （5）翌日の行動の予定（捜索計画）
- （6）今後の見通し
- （7）その他必要な事項

#### 2 報告（通報）要領

- （1）都度報告（通報）すべき事項は、電話、電子メール（D I I オープン系部内メール、クローズ系メール）、中央指揮システム（クロノロジー機能）等により報告（通報）するものとする。
- （2）取りまとめて報告（通報）すべき事項の様式は、各指揮官所定とし、報告手段は電子メール（D I I オープン系部内メール、クローズ系メール）、中央指揮システム（クロノロジー機能）等によるものとする。
- （3）やむを得ず中央指揮システム以外の指揮システムのライブラリ機能等を活用した場合は、当該データの保存場所を電話等により確実に報告（通報）先に伝達するものとする。

※1 救難部隊の活動実績には、次の事項を含むものとする。

所属、機（艦）種、機（隻）数、出動回数、行動時間

※2 現場の天気には、次の事項を含むものとする。

時刻、現在天気、風向風速、視程、雲量・雲高、気温、水温、風浪、うねり、潮流、今後の予報

別表第1（第22条、第23条、第24条関係）

協力依頼系統

協力部隊長	協力依頼区域指揮官	
陸上総隊司令官	第2救難区域指揮官	中部航空方面隊司令官（入間）
	第3救難区域指揮官	西部航空方面隊司令官（春日）
北部方面総監	第1救難区域指揮官	北部航空方面隊司令官（三沢）
東北方面総監	第1救難区域指揮官	北部航空方面隊司令官（三沢）
	第2救難区域指揮官	中部航空方面隊司令官（入間）
東部方面総監	第2救難区域指揮官	中部航空方面隊司令官（入間）
中部方面総監	第2救難区域指揮官	中部航空方面隊司令官（入間）
	第3救難区域指揮官	西部航空方面隊司令官（春日）
西部方面総監	第3救難区域指揮官	西部航空方面隊司令官（春日）
	第4救難区域指揮官	南西航空方面隊司令官（那覇）
航空学校長	第2救難区域指揮官	中部航空方面隊司令官（入間）

別表第2（第30条、第39条関係）

専任部隊待機基準

待機の種類	救難出動の命を受けてから出動するまでの時間
第1待機	15分以内
第2待機	2時間以内

別表第3（第49条第3項関係）

航空救難用呼出名称（基準）

共通呼出名称	航空救難部隊全般	R E S C U E P A R T Y	
	航空救難（運用）本部	” C O N T R O L	
	現地調整官	” M A S T E R	
	航空部隊指揮官	” P A R T N E R A C E	
	航空部隊全般	” P A R T N E R	
	艦船部隊所在先任指揮官	” C O A S T E R A C E	
	艦船部隊全般	” C O A S T E R	
	陸上捜索隊	” L A N D G R O U P	
	陸上基地	” 基地名	
	自衛隊別呼出名称	陸上自衛隊航空部隊（指揮官）	” G R O U N D ( A C E )
海上自衛隊航空部隊（指揮官）		” N A V Y ( A C E )	
航空自衛隊航空部隊（指揮官）		” A I R F O R C E ( A C E )	
海上自衛隊艦船		” C A T C H E R (又は艦船名)	
陸上自衛隊		L R - 2	” R O M E O (〇〇)
		O H - 6 D	” O S C A R (〇〇)
		O H - 1	” O M E G A (〇〇)
		U H - 1 H ( J )	” H U N T E R (〇〇)
		U H - 6 0 J A	” H I R Y U (〇〇)
		C H - 4 7 J ( J A )	” C A R R I E R (〇〇)
		E C - 2 2 5 L P	” P U M A (〇〇)
		A H - 1 S	” A T T A C K E R (〇〇)
		A H - 6 4 D	” A P A C H E (〇〇)
T H - 4 8 0		” T A N G O (〇〇)	
海上自衛隊		P - 3 C	” O R I E N T (〇〇)
		P - 1	” P H E A S A N T (〇〇)
		U - 3 6 A	” C U P I D (〇〇)
		O P - 3 C	” O L Y M P U S (〇〇)
		E P - 3	” M A P L E (〇〇)
		U P - 3 D	” D E L P H I (〇〇)
	U S - 2	” R A I N B O W (〇〇)	
	C - 1 3 0 R	” C A R A V A N (〇〇)	
	T C - 9 0	” K I N G (〇〇)	
	L C - 9 0	” T E R C E L (〇〇)	
	T - 5	” R O O K I E (〇〇)	
T H - 1 3 5	” A L T A I R (〇〇)		
S H - 6 0 K	” S U P E R A U K (〇〇)		

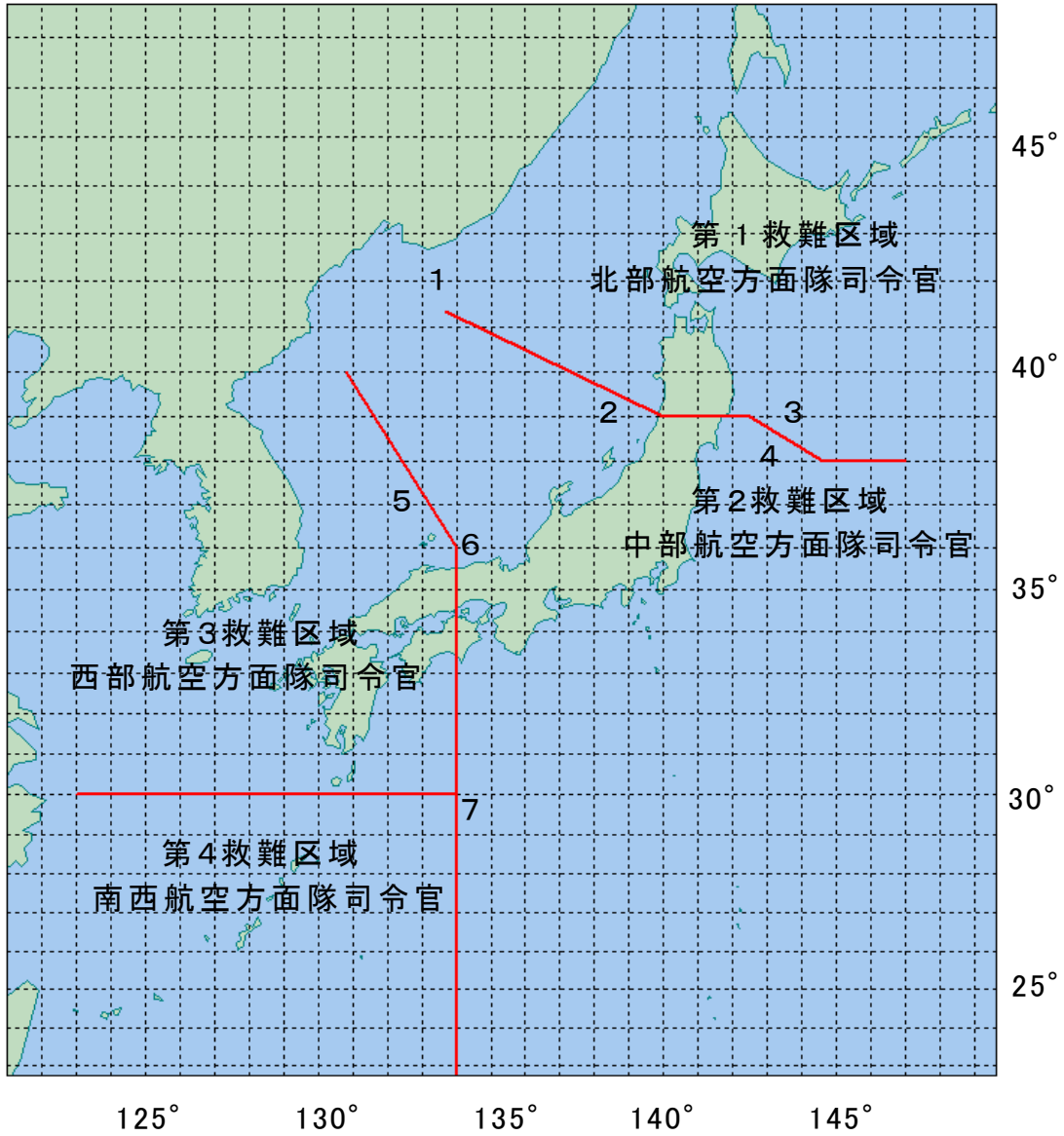
	SH-60J	"	AUK	(〇〇)
	UH-60J	"	LARK	(〇〇)
	MCH-101	"	MARLIN	(〇〇)
	CH-101	"	POLAR MARLIN	(〇〇)
航空自衛隊	U-125A	"	ASCOT	(〇〇)
	UH-60J	"	HERO	(〇〇)
	CH-47J	"	CREST	(〇〇)
	C-1	"	CHARLIE	(〇〇)
	C-130H	"	HERCULES	(〇〇)
	U-4	"	GULF	(〇〇)
	C-2	"	GALAXY	(〇〇)

- 注：1 救難用電波を使用中、錯誤のおそれがない場合は、「RESCUE」を省略することができる。
- 2 航空機の呼出名称中、(〇〇)は機番号末尾2数字を付すことを示す。
- 3 機種、機番号、艦船名(固有呼出名称)不明の部隊等を指呼する場合は、全般(一般)呼出名称を使用するものとし、該当する部隊等は固有呼出名称(基地名、艦船名及び機番号を付ける。)をもって応答するものとする。

呼 出	応 答
RESCUE CONTROL こちら (又は「THIS IS」以下同じ。) RESCUE ひゅうが	RESCUE ひゅうが こちら 松島 RESCUE CONTROL
RESCUE GROUND こちら RESCUE ひゅうが	RESCUE ひゅうが こちら RESCUE ROMEO 51
RESCUE CATCHER こちら RESCUE LARK 23	RESCUE LARK 23 こちら RESCUE ひゅうが

別図（第4条関係）

航空救難担当区域図



1	4	1	2	0	N	1	3	3	4	0	E
2	3	9	0	0	N	1	4	0	0	0	E
3	3	9	0	0	N	1	4	2	3	0	E
4	3	8	0	0	N	1	4	4	3	8	E
5	3	7	1	7	N	1	3	3	0	0	E
6	3	6	0	0	N	1	3	4	0	0	E
7	3	0	0	0	N	1	3	4	0	0	E

別紙様式（第20条関係）

航空救難詳報

- 1 航空救難実施の一般状況
- 2 自衛隊の部隊等の活動状況の概要
- 3 自己の部隊等の活動状況
- 4 米軍又は部外機関の活動状況の概要
- 5 人員器材等の損傷状況
- 6 航空救難に要した経費
- 7 装備品、補給品等の消費、亡失損傷等の数量
- 8 表彰又は懲戒を行うべき事項
- 9 将来改善を要する事項及び所見
- 10 その他参考となる事項

（注）区域指揮官の行う詳報は1、2、4、9、10について、部隊等の長（陸上総隊司令官、方面総監、陸上自衛隊航空学校長及び所在部隊の長を含む。）が行う詳報は3、5～10について含めるものとする。